

茨城工業高等専門学校作業環境測定の実施に関する規程

〔平成17年9月28日〕  
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則第29条の規定に基づき、茨城工業高等専門学校(以下「本校」という。)が実施する作業環境測定(自社測定)について、必要な事項を定めるものとする。

(作業環境測定の実施作業場等)

第2条 作業環境測定を実施する作業場は、法令に定める有害な業務を行う屋内作業場とする。

2 作業環境測定は、次条に規定する作業環境測定士が実施するものとする。

(作業環境測定士の指名)

第3条 校長は、本校の教職員の中から、法令に定める作業環境測定士の資格を有する者を作業環境測定士として指名するものとする。

(業務)

第4条 作業環境測定士は、次の業務を行う。

- (1) 作業環境測定に係る企画立案に関すること。
- (2) 作業環境測定の実施に関すること。
- (3) 作業環境測定の結果の記録に関すること。
- (4) 作業環境測定の結果の評価及びその記録に関すること。
- (5) その他作業環境測定に関し必要な事項

(実施時期)

第5条 作業環境測定の実施時期は、原則として3月及び9月とする。

(作業環境測定時の協力等)

第6条 作業場の供用責任者又は使用者は、作業環境測定の実施に当たり、作業環境測定士の指示に従うとともに、必要に応じて試料採取等の業務に協力するものとする。

(作業環境測定の結果の記録等)

第7条 作業環境測定を実施したときは、その結果を記録しておかなければならない。

2 作業環境測定の結果は、関係法令の定めるところにより評価し、記録しておかなければならない。

3 作業環境測定の結果及び当該評価の結果は、安全衛生委員会に報告するとともに、総務課において関係法令に定める保存期間、保管するものとする。

(作業環境測定士の確保)

第8条 校長は、常に良好な作業環境を実現し、職場における教職員の健康を保持するため、及び効率的に作業環境測定を実施するため、本校の教職員である作業環境測定士の確保に努めるものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、作業環境測定の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 月 日から施行する。